

## 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（3件）（経営支援課）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	3

## 告 示

## 高知県告示第756号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和5年11月28日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
アイン薬局篠原店	南国市篠原1887番地3	令5・11・1
アイン薬局J A	南国市明見538-6	〃 〃 〃
高知病院前店		
アイン薬局明見店	南国市明見800-2	〃 〃 〃
四国調剤四万十薬局	四万十市渡川一丁目2番51号	〃 〃 〃
アイン薬局野市店	香南市野市町東野354番地16	〃 〃 〃

## 高知県告示第757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年11月28日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称

- ア 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
- イ 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 代表取締役 西喜多 浩

## (2) 届出者の住所

- ア 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
- イ 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

## (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

高知パワーセンター  
高知市良良字長丁317-1ほか

## (4) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	代表取締役 西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
三菱HCキャピタルエ	代表取締役	東京都千代田区

ステートプラス株式会社	西喜多 浩	丸の内一丁目6番5号
-------------	-------	------------

## (5) 変更年月日

令和5年10月1日

## (6) 変更理由

設置者の商号の変更のため

## 2 届出年月日

令和5年11月1日

## 3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

## 4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

## 高知県告示第758号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年11月28日

高知県知事 濱田 省司

## 1 届出の概要

## (1) 届出者の名称

- ア マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
- イ 株式会社カワマートホールディングス 代表取締役 川間 凡也

## (2) 届出者の住所

- ア 広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- イ 四万十市有岡31番地1

## (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ南国店  
南国市大埴字榎掛甲2531

## (4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
田中商事株式会社	代表取締役 田中 康雅	愛媛県松山市大街道二丁目3番地8
株式会社アルカスイントーナショナル	代表取締役 内山 誠一	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
株式会社カワマートジヨイ	代表取締役 川間 凡也	四万十市有岡31番地1

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社つるや	代表取締役 鶴田 直丈	愛媛県松山市湊町三丁目8番地12
田中商事株式会社	代表取締役 田中 康雅	愛媛県松山市大街道二丁目3番地8
株式会社アルカスイントーナショナル	代表取締役 阪本 敏之	兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目8番1号
株式会社カワマートジ	代表取締役	四万十市有岡31

ヨイ	川間 凡也	番地1
----	-------	-----

- (5) 変更年月日  
令和5年5月23日
- (6) 変更理由  
小売業者の代表者の変更のため
- 2 届出年月日  
令和5年10月25日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
南国市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第759号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和5年11月28日

高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称  
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
- (2) 届出者の住所  
広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルナカ野市店  
香南市野市町西野ヌノ丸2700-2ほか
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
-------	------	----

マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
有限会社スーパーストア富士屋	代表取締役 坂本 信子	南国市後免町2-1-19
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地12

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濑二丁目38番地12
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

- (5) 変更年月日  
令和5年6月15日
- (6) 変更理由  
小売業者の入退店のため
- 2 届出年月日  
令和5年10月25日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
香南市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

**高知県告示第760号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月28日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所

安芸市古井字古井谷197のニ、197のソ、197のツ、197のナ、197のラ、字前ノ原201のト、201の9、字カラ谷217のへ、217の7、217の13、217のカ、217のヨ、217のタ、217のソ、217のツ、217の子、217のナ、217のウ、217の26、217の27、217の34、217の41、218、字西僧津221の1、221のロ、221の5、221の6、221の9、字東僧津224の1、224のニ、224の6、字ウトギガ平237の3、237の5、237の10、字ウトギ244の2、字瀬古井246の2、246の3、246の27

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第761号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年11月28日

高知県知事 濱田 省司

1 施行者の名称

四万十市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成31年1月高知県告示第41号中村都市計画下水道事業（中村公共下水道）

3 事業施行期間

平成30年12月27日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成31年1月高知県告示第41号の事業地のうち、四万十市

右山字明治地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

平成31年1月高知県告示第41号の事業地のうち、四万十市  
右山字明治地内において事業地を変更する。